



第I部

総
論

第II部

各
論

第III部

参
考
資
料

第II部 各論

I 施策の方向

5 住み慣れた地域で 暮らせる社会

●施策の体系

(1) 地域における
支え合いの推進

① 生活支援サービス等の
確保

② 地域における支え合いや
ネットワーク構築の促進

(2) 地域包括支援センターの
活動の支援

(1) 地域における支え合いの推進

【将来のイメージ】

- 地域で暮らす人々が、年齢にかかわらず、自分のできることでお互いを支え合い、生きがいや社会的役割を持つことによって心豊かな生活を送っています。
- 医療や介護、福祉の公的サービスに加え、地域の実情に応じて、市町村や地域住民、NPO等による見守りや配食などの様々な生活支援サービスが提供されています。
- 高齢者の自立した生活を支援するため、地域包括支援センターが核となり、自治会、住民ボランティア、医療機関、介護保険施設・事業所など地域の様々な社会資源のネットワークが形成されています。
- 地域の住民が普段の生活の中で、近隣住民のちょっとした変化に気づき、住民同士の支え合いで解決したり、専門的対応が必要な場合は、住民が地域包括支援センター等に通報する、見守り体制の整った地域になっています。
- こうした取組により、住み慣れた地域が、そこで暮らす人々が支えるよろこびと支えられるよろこびを実感できる「つながり」のある「まち」になっています。

① 生活支援サービス等の確保

現状と課題

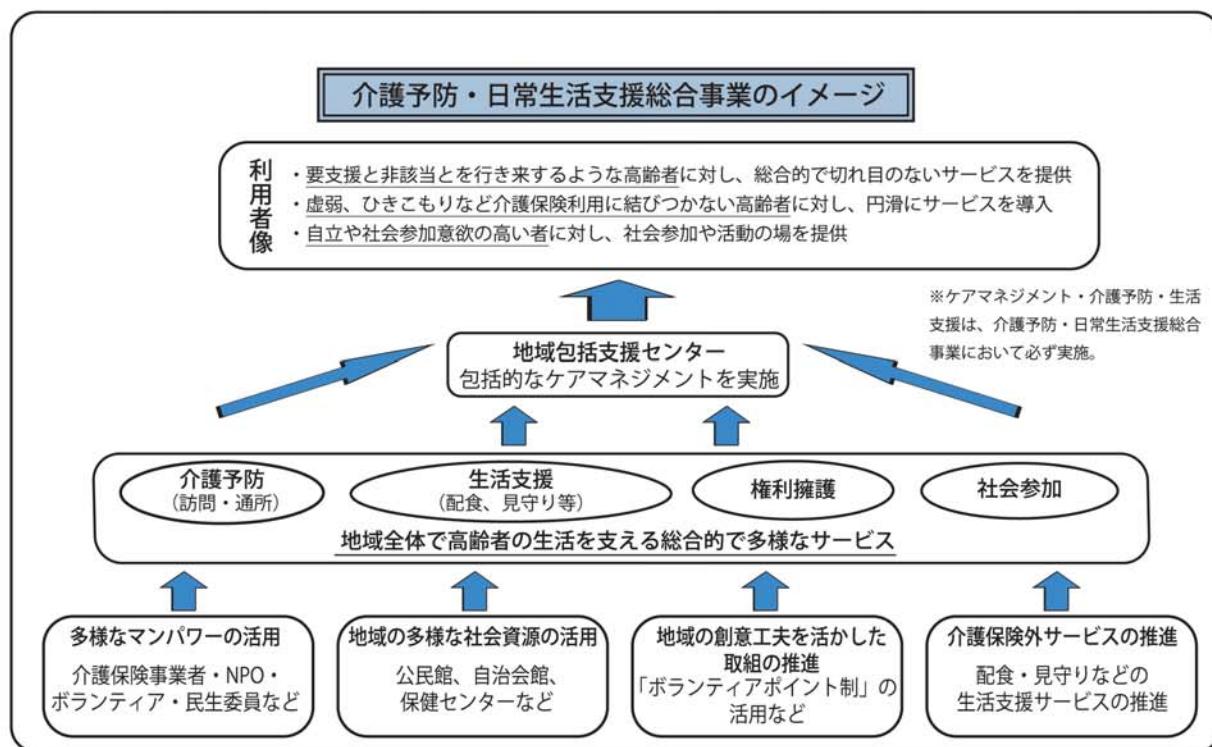
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療、介護、福祉の公的サービスだけでなく、市町村や地域住民、NPO等の様々な主体により、見守りや配食、買い物等の外出支援などの生活支援サービスが、地域の実情に応じて切れ目なく提供される環境づくりが求められています。
- 市町村は、地域のニーズに合わせて、介護サービス以外の様々な公的福祉サービスを提供しています。また、地域住民のボランティアやNPO等による多様な生活支援サービスが提供されていますが、今後、高齢者のみの世帯の増加が予測されることから、こうした生活支援サービスの確保・充実を図る必要があります。

施策の方向性

● 市町村は、高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯に対する配食サービスの提供、緊急通報装置の貸与、通院や買い物の足となるコミュニティバスの運行など、日常生活圏域における公的福祉サービスを地域の実情に応じて提供するよう努めます。

また、地域全体で高齢者の生活を支えるため、介護予防や生活支援、権利擁護、社会参加などの総合的で多様なサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」の活用を図ります。

● 地域住民のボランティアによる日常的な支え合い活動やN P O等による柔軟な生活支援サービスの提供を促進するため、アドバイザーの派遣や先進事例の周知等を行います。



② 地域における支え合いやネットワーク構築の促進

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的な医療、介護、福祉サービスのみならず、公的なサービスだけでは十分に対応できない日常生活における見守りや生活支援などの生活課題に対処する必要があり、そのためには、ボランティアやNPO等による地域の支え合いにより、必要なサービスが切れ目なく提供されることが必要です。また、それらの取組は、地域包括支援センター、介護保険施設・事業所、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、地域団体、地域住民などの地域の様々な関係者が連携・協力して取り組むことが効果的であり、地域におけるネットワーク構築を進めることが求められています。
- 平成23年に高齢者を対象に実施した「介護サービスと住まいに関する高齢者意識調査」では、「地域の支え合いや住民同士のつながり」について「重要であり取組を進めていくべき」と答えた方が32.5%、「どちらかと言えばあった方がよい」と答えた方が20.3%でした。
- 県内では、市町村や住民組織等により、地域の実情に応じた様々な支え合いの取組が行われており、こうした取組は災害時の個別支援にも役立つことから、今後、さらに、県内各地における取組を広げるとともに、内容を充実させていくことが重要です。
 - ・ 個々の見守り活動だけでなく、地域包括支援センターをはじめ地域の関係者が相互に連携しながら、高齢者世帯等の見守りを行う高齢者見守りネットワークは、平成24年1月末現在、県内21市町で構築されています。
 - ・ 元気な高齢者による要介護者等への支援ボランティアを奨励することにより、社会参加活動を支援する「介護支援ボランティア制度」は、高齢者自身の介護予防につながる効果があり、平成24年1月末現在、日光市と小山市で導入されています。
 - ・ 高齢者等の孤立防止や生きがいづくり、介護予防等を図るため、高齢者などの地域住民が気軽に集い、仲間づくりや交流活動等を行える「居場所づくり」は、市町村や地域住民、ボランティア、NPO等により県内各地で取り組まれています。
- 高齢者のサロンが子どもの居場所や世代間の交流の場になるなど、幅広い世代が互いに支え合う地域社会を形成していく必要があります、そのためには、地域で暮らす人々がお互いに支え合う気持ちを、幼少期から育むことが重要です。

施策の方向性

- 平成22年3月に作成した「高齢者見守りネットワークづくりの手引」の活用等により、高齢者世帯等の安否確認を適切に実施できるよう、地域包括支援センターや民生委員などの関係者間で情報を共有し、相互に連携しながら見守り活動を行うネットワークの構築を支援します。
- 地域における支え合いの取組に係る助言等を行う「地域支え合いアドバイザー」を市町村や地域包括支援センター、住民組織等に派遣するとともに、先進事例等を広く紹介することにより、見守りネットワークの構築や介護支援ボランティア制度の導入、高齢者の居場所づくり等の地域における支え合いの取組を促進します。
- 県と市町村との共催により、地域住民や事業者等を対象とした「地域支え合い体制づくり研修会」を実施するとともに、地域における支え合いの重要性等について普及啓発を図り、地域における支え合い活動を担う人材を育成します。
- 公民館や空き店舗等を活用した高齢者サロンやコミュニティカフェ等の居場所づくりを促進します。
- 広報・啓発等を通じてボランティア活動への参加気運の醸成を図るとともに、ボランティアコーディネーターやボランティアリーダー等の人材育成を支援します。
- 学校教育において、共に生きることの大切さや社会福祉についての理解と関心を高める福祉教育を推進し、生涯にわたり主体的・実践的に社会に関わる意欲や態度の醸成を図ります。

ひと口メモ／〈介護支援ボランティア制度〉

高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村がその活動実績に対してポイントを付与し、蓄積したポイントを還元して、介護保険料に充てることなどができる制度のことです。東京都稻城市が制度を考案し平成19年9月から導入しており、全国でも取り組む自治体が増えつつあります。

第I部

総

論

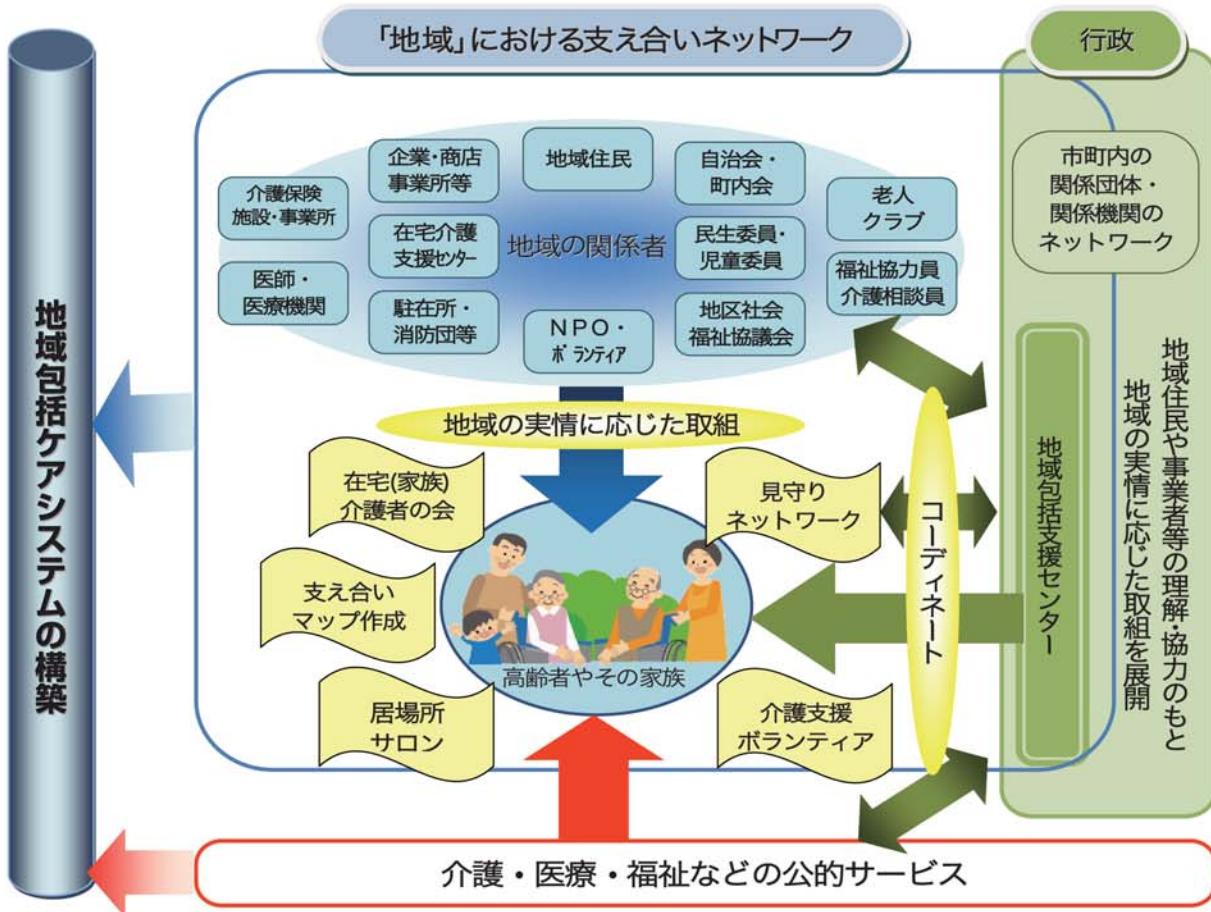
第II部

各

論

第III部

参考
資料



ひと口メモ ↗〈那須烏山市高齢者見守りネットワーク事業〉

那須烏山市では、平成20年度から、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるように、高齢者を見守るネットワークの構築を進めています。

「目的もなく歩き回っているようだ」とか、「しばしば打撲・やけど・引っかき傷などがみられる」など、不自然な行動や身体の異常がみられる高齢者に気付いたら、地域包括支援センターに連絡してもらい、支援の必要な高齢者の早期発見・早期対応を図ることを目的としています。

ネットワーク事業の趣旨に賛同する方を「高齢者見守りネットワーク事業協力者」として登録し、日常の生活や業務の中で見守りへの協力を依頼しています。協力者には、地域住民個人だけでなく、市内の警察署や消防署などの公的機関や介護サービス事業者・薬局・スーパーマーケットなどの事業者も登録されています。また、登録した協力者には、事業協力者であることを表示するステッカーを交付し、広く地域住民への周知を図っています。

(2) 地域包括支援センターの活動の支援

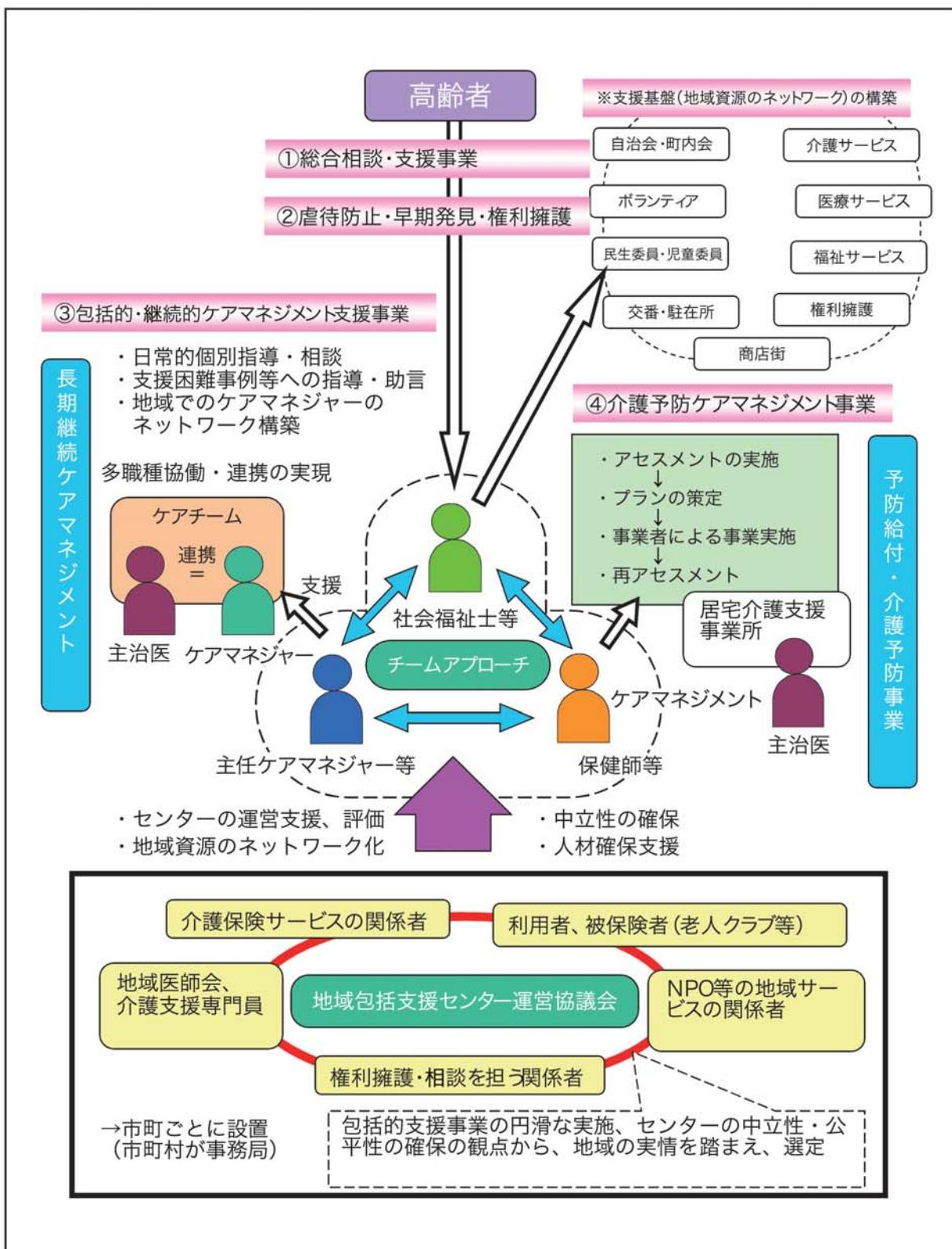
【将来のイメージ】

- 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域包括支援センターが住み慣れた地域における高齢者の自立した生活を支援するための中核的な機関として地域に定着しています。
- 地域包括支援センターのコーディネートのもと、介護保険施設・事業所、医療機関、民生委員、ボランティア等の地域の様々な社会資源の連携により、介護、医療、福祉の公的サービスやボランティアによる生活支援等が包括的・継続的に提供されています。

現状と課題

- 地域包括支援センターは、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントの4つの機能を有しており、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるようにするための地域における中核機関として期待されています。
これら4つの支援業務を行う基盤を確保するため、地域包括支援センターは、総合的、重層的な地域資源のネットワークを構築する役割を担っています。
地域包括支援センター設置の責任主体は市町村であり、平成23年10月1日現在、県内に86か所が設置されています。
- 平成23年に高齢者を対象に実施した「介護サービスと住まいに関する高齢者意識調査」によると、地域包括支援センターを「知っている」と答えた方が49.3%いる一方、「知らない」と答えた方も44.1%おり、今後、センターの認知度を高めていく必要があります。
- 地域包括支援センターは、総合相談業務や地域のネットワーク構築に係る機能強化が求められていますが、介護予防ケアマネジメント業務の負担が大きく、十分に取り組めていないとの指摘もあります。

《地域包括支援センターの機能の概要》



施策の方向性

- 地域包括支援センターが地域の社会資源を実践的にネットワーク化する手法（“とちぎ方式”）をまとめた「地域包括ケアを支えるネットワーク構築マニュアル」（平成20年10月）の活用を図るとともに、地域における支え合い体制づくりに対する助言等を行う「地域支え合いアドバイザー」を市町村や地域包括支援センターに派遣し、地域包括支援センターによる地域の社会資源のネットワーク構築を支援します。
- 総合相談や地域のネットワーク構築等に円滑に対応できるよう、地域包括支援センター職員に対する研修の充実を図るとともに、各広域健康福祉センターごとに市町村の担当職員や地域包括支援センター職員同士の情報交換、事例検討等を行うための連絡会を開催し、職員の資質の向上に努めます。
- 地域包括支援センターの役割等について各種広報等の様々な機会を捉えて広く県民に周知を図り、地域包括支援センターが、地域における高齢者支援の中核機関として地域包括ケアシステムの一翼を担い、地域住民から頼られる存在として定着するよう努めます。

(地域の社会資源のネットワーク化のイメージ)

